

立川市新清掃工場事業者選定審議会設置条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

立川市新清掃工場の整備及び運営を行う事業者の選定が完了したため。

立川市新清掃工場事業者選定審議会設置条例を廃止する条例

立川市新清掃工場事業者選定審議会設置条例（平成 29 年立川市条例第 27 号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による廃止前の立川市新清掃工場事業者選定審議会設置条例第 7 条の規定は、この条例の施行後も、なお効力を有する。